

## 国家公安委員会及び警察庁が実施した政策評価についての個別審査結果

### 1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日閣議決定、平成17年12月16日改定。以下「基本方針」という。）では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

- ア 「平成18年実績評価書」（平成19年7月12日付け国公委官発第433号及び警察庁甲官発第245号による送付分）における実績評価方式による28件の政策評価
- イ 「事業評価書 留置施設の整備と留置業務の効率化」（平成19年7月12日付け国公委官発第433号及び警察庁甲官発第245号による送付分）における事業評価方式による1件の政策評価（事後）

### 2 実績評価方式による政策評価についての審査

#### （1）審査の考え方と点検の項目

##### （目標の設定状況）

実績評価方式は、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であるので、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である（注）。

- 目標に関し達成すべき水準が数値化されているなど具体的に特定されているかどうか。

（注） 達成すべき目標は行政活動の一定のまとまりを対象として設定されるものであり、様々な要素を包含することとなる。このため、その具体的な達成水準を一義的に示すことは一般的に困難であり、その場合、関連した測定可能な指標を用いて、それぞれの指標ごとに達成水準を示す具体的な目標を設定し、その実績の測定をもって、達成すべき目標の達成水準の測定に代えることが必要となる。そのような措置を講じている府省の審査においては、達成すべき目標と測定可能な指標との構造を明らかにした上で審査を行うものとする。

#### （2）審査の結果

「平成18年実績評価書」における実績評価方式による28件の政策評価についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

## 政策評価審査表（実績評価関係）

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標分類	目標値	指標の目標値等の設定の有無	
1	基本目標1 市民生活の安全と平穏の確保	○ 業績目標1	安全・安心なまちづくりのための犯罪予防対策の推進	P	2 (参考指標2)	街頭犯罪・侵入犯罪等の発生状況（街頭犯罪・侵入犯罪等の認知件数）	CM	前年よりも減少させる	○
						防犯ボランティア団体の活動の活性化に向けた取組み状況	P	取組みを強化する	—
						<参考指標> 刑法犯認知件数	CM		
						<参考指標> 警察安全相談に係る解決事例	CM		
		○ 業績目標2	地域警察官の街頭活動の推進	P	2 (参考指標1)	地域警察官の職務質問による刑法犯及び特別法犯検挙件数	P	前年よりも増加させる	○
						地域警察官の不在が常態化しているいわゆる「空き交番」の数	P	「空き交番」を解消する	○
						<参考指標> 刑法犯認知件数	CM		
		— 業績目標3	少年非行防止・保護総合対策の推進	P	2 (参考指標1)	少年非行防止のための多角的な取組みの推進状況（不良行為少年の補導人員、刑法犯少年の検挙人員、非行少年の立ち直り支援事例等）	P	少年非行の防止を図る	—
						福祉犯を始めとする犯罪被害等から少年を保護するための取組みの推進状況（福祉犯の被害少年の数、児童虐待の被害児童数等）	P	犯罪被害等から少年を保護する	—
						<参考指標> 刑法犯少年の人口比	CM		
		○ 業績目標4	良好な生活環境を保持するための諸対策の推進	P	2 (参考指標1)	風俗営業等に対する行政処分件数	P	前年よりも増加させる	○
						風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員	P	前年よりも増加させる	○
						<参考指標> 風俗営業等の許可・届出数	P		
		○ 業績目標5	経済犯罪・環境犯罪対策の推進	P	3	ヤミ金融事犯の検挙件数及び検挙人員	P	前年よりも増加させる	○
						特定商取引等事犯の検挙件数及び検挙人員	P	前年よりも増加させる	○
廃棄物事犯の検挙件数及び検挙人員	P					前年よりも増加させる	○		
2	基本目標2 犯罪捜査の的確な推進	— 業績目標1	重要犯罪に係る捜査の強化	P	2	重要犯罪の認知及び検挙の状況（認知件数、検挙件数、検挙人員、検挙率等）	CM	重要犯罪の検挙を推進する	—
						プロファイリングの実施数等	P	プロファイリングの積極的な活用を図る	—

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標分類	目標値	指標の目標値等の設定の有無	
		— 業績目標 2	重要窃盗犯に係る捜査の強化	P	1	重要窃盗犯の認知及び検挙の状況（認知件数、検挙件数、検挙人員、検挙率等）	CM	重要窃盗犯の検挙を推進する	—
		— 業績目標 3	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化	P	1	政治・行政・経済の構造的不正事案の検挙状況（検挙事件数等）	P	政治・行政・経済の構造的不正事案の検挙を推進する	—
		— 業績目標 4	「振り込め詐欺（恐喝）」等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化	P	1	「振り込め詐欺（恐喝）」の認知及び検挙状況（認知件数、被害総額、検挙件数等）	CM	「振り込め詐欺（恐喝）」の予防活動及び検挙を推進する	—
		— 業績目標 5	科学的な捜査の推進	P	4	DNA型鑑定の活用状況（鑑定事件数等）	P	DNA型鑑定の犯罪捜査における積極的な活用を図る	—
3	基本目標 3 組織犯罪対策の推進	— 業績目標 1	暴力団犯罪等被害の防止と回復	C	3	暴力団関係相談への対応状況（相談の受理件数並びに相談を端緒とした刑事事件の検挙状況及び行政命令の発出状況）及び援助の措置の実施状況	P	暴力団関係相談を適切に行い、相談を端緒とした刑事事件の検挙及び行政命令の発出を推進するとともに、援助の措置の積極的な活用を図る	—
						暴力団犯罪被害の未然防止のための援助活動の実施状況（不当要求防止責任者数、責任者講習実施回数及び責任者講習受講者数）	P	責任者講習の積極的な展開を図る	—
						弁護士会、暴力追放運動推進センター等との連携状況（民事訴訟支援件数等）	P	関係機関との積極的な連携及び連携による各種民事訴訟支援の積極的な展開を図る	—
		— 業績目標 2	暴力団資金源対策の徹底	P	4	暴力団構成員等（暴力団構成員及び準構成員）による伝統的資金獲得犯罪及び近年多様化している各種資金獲得犯罪の検挙状況（検挙人員等）	P	資金獲得犯罪に対する検挙を推進する	—
						暴力団構成員等に対する組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（組織的犯罪処罰法）第10条（犯罪収益等隠匿）及び第11条（犯罪収益等收受）の適用状況（検挙件数等）	P	組織的犯罪処罰法第10条（犯罪収益等隠匿）及び第11条（犯罪収益等收受）の積極的な適用を図る	—
						暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（暴力団対策法）に基づき発出される暴力的要求行為等に係る中止命令及び再発防止命令の活用状況（発出件数等）	P	みかじめ料や用心棒料の要求等に係る暴力的要求行為等に係る行政命令の積極的な活用を図る	—

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無								
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標分類	目標値	指標の目標値等の設定の有無		
					各種業や公共事業からの暴力団排除に係る活動状況(不許可又は許可取消処分等の積極的な活用を図る)	P	貸金業、建設業等における不許可又は許可取消処分の積極的な活用を図る	—		
		—	業績目標 3	暴力団等の危険から市民社会を守るための施策の推進	P	3	暴力団による犯罪の取締り状況(検挙件数、検挙人員等)	P	暴力団に対する取締りを推進する	—
					暴力団の対立抗争及び暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生状況(発生事件数、発生回数、銃器発砲事件数等)	CM	対立抗争及び銃器発砲事件の発生を防止を図る	—		
					暴力団事務所撤去活動状況(事務所撤去件数等)	P	暴力団事務所撤去活動の積極的な展開を図る	—		
		—	業績目標 4	薬物対策の推進	P	5 (参考指標3)	覚せい剤、大麻及びMDMA等合成麻薬に係る密輸入事犯の検挙状況(押収量、検挙件数、コントロールド・デリバリー実施件数等)	P	密輸事犯の検挙を推進する	—
					関係機関との連携状況(税関、海上保安庁等関係機関との連絡会議、合同訓練の実施、海外の取締関係機関との情報交換等)	P	関係機関との積極的な連携を推進する	—		
					暴力団構成員等(暴力団構成員及び準構成員)及びイラン人による覚せい剤事犯検挙状況(検挙人員等)	P	暴力団構成員等及びイラン人薬物密売組織の構成員に対する取締りを推進する	—		
					麻薬特例法の適用状況(第5条、第6条及び第7条の適用件数、第19条に基づく起訴前の没収保全命令の請求件数等)	P	厳正な科刑の獲得の追及及び薬物犯罪収益のはく奪を推進する	—		
					薬物乱用者の検挙状況(覚せい剤、大麻、MDMA等合成麻薬事犯検挙人員)及び薬物乱用防止広報啓発活動の状況	P	末端乱用者の検挙を推進し、薬物乱用防止広報啓発活動の積極的な展開を図る	—		
					<参考指標> 薬物種類別押収量	P				
					<参考指標> 薬物事犯別検挙人員	P				
					<参考指標> 連絡協議会の開催等の状況	P				
		—	業績目標 5	銃器対策の推進	P	4 (参考指標2)	けん銃の押収状況(けん銃の押収丁数等)及び武器庫事件の検挙状況(武器庫事件の検挙件数等)	P	暴力団等の犯罪組織が組織的に管理するけん銃等の押収を推進する	—
					けん銃及びけん銃部品の密輸入事件の摘発状況(密輸入事件の検挙件数、押収丁数等)	P	密輸事犯の検挙を推進する	—		

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無										
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標分類	目標値	指標の目標値等の設定の有無				
					関係機関との連携状況（税関、海上保安庁等関係機関との連絡会議、合同訓練の実施、海外の取締り関係機関との情報交換等）	P	関係機関との積極的な連携を推進する	—				
					銃器犯罪根絶のための広報啓発活動の実施状況	P	銃器犯罪根絶のための広報啓発活動の積極的な展開を図る	—				
					<参考指標> 銃器発砲事件の発生件数、けん銃使用事件の認知件数	CM						
					<参考指標> 連絡協議会の開催等の状況	P						
		—	業績目標6	来日外国人犯罪対策の推進	P	2 （参考指標2）	国内外の関係機関との連携状況（外交ルート及びICPOルートを通じた捜査共助の件数等）	P	国内外の関係機関との連携を推進する	—		
							国際犯罪組織の実態解明の状況及び来日外国人犯罪の検挙状況（検挙件数等）	P	国際犯罪組織の実態解明及び来日外国人犯罪の検挙を推進する	—		
							<参考指標> 来日外国人犯罪の共犯件数、罪種別件数等	P				
							<参考指標> 出入国管理及び難民認定法（入管法）違反検挙状況	P				
		4	基本目標4 安全かつ快適な交通の確保	○	業績目標1	交通安全意識の向上	C	3 （参考指標4）	対象に応じた、参加・体験・実践型の交通安全教育の実施回数及び実施内容	P	交通安全教育を継続的に実施するとともに効果的な教育方法の普及を推進する	—
									シートベルトの着用者率	CM	着用者率を向上させる	○
							チャイルドシートの使用者率	CM	使用者率を向上させる	○		
							<参考指標> 自転車（第一当事者）の交通事故発生件数	CM				
							<参考指標> 高齢者の交通事故死者数	CM				
							<参考指標> 過去5年間のシートベルトの着用有無別致死率	CM				
							<参考指標> 過去5年間のチャイルドシートの使用有無別致死率	CM				
		○	業績目標2	初心運転者及び高齢運転者に係る施策の推進による交通事故防止	C	2 （参考指標2）	初心運転者に係る交通事故率	CM	初心運転者に係る交通事故率を低下させる	○		
							高齢運転者に係る交通事故死亡事故率	CM	高齢運転者に係る交通事故死亡事故率を低下させる	○		
							<参考指標> 初心運転者教育に係る制度の運用状況	P				
							<参考指標> 高齢運転者教育に係る制度の運用状況	P				

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標分類	目標値	指標の目標値等の設定の有無	
		○	業績目標 3 交通秩序の確立	C	3 (参考指標1)	悪質性、危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数	CM	悪質性、危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数を減少させる	○
						暴走族の構成員数、い集・走行回数及び暴走族に関する110番通報件数	CM	暴走族の構成員数、い集・走行回数及び暴走族に関する110番通報件数を減少させる	○
						交通事故鑑定専科等の教育・訓練の実施状況	P	交通事故事件捜査員の捜査技能の向上を図る	—
						<参考指標> 暴走族構成員の検挙者数	P		
		○	業績目標 4 道路交通環境の整備	P	4	1日当たりの平均利用者数が5,000人以上の旅客施設周辺等の主な信号機のバリアフリー化の割合	P	交通バリアフリー法の特定経路を構成する道路上における信号機のバリアフリー化率を約8割に向上させる	○
						道路交通における死傷事故率	CM	死傷事故率を約1割削減させる 【交通安全施設等整備事業により達成すべき目標】 ・信号機の高度化等により死傷事故を約4万4,000件抑止 ・あんしん歩行エリアの整備によりエリア内の死傷事故を約2割抑止 ・事故危険箇所対策により対策実施箇所における死傷事故を約3割抑止	○
						運輸部門におけるCO2排出削減量	CM	CO2排出量を約4,530万t-CO2削減させる 【交通安全施設等整備事業により達成すべき目標】 信号機の高度化等により約70万t-CO2削減	○
						信号制御の高度化により短縮される交差点等の通過時間	CM	対策実施箇所において通過時間を約1割(3.2億人時間/年)短縮させる	○
5	基本目標 5 国の公安の維持	—	業績目標 1 重大テロ事案の予防鎮圧に向けた的確な警備措置の推進	P	3 (参考指標1)	治安警備及び警衛・警護の実施状況	P	重大テロ事案の未然防止を図る	—
						情報交換等関係機関との連携状況	P	関係機関との連携強化を推進する	—
						重大テロ事案の対処に係る各種訓練の実施状況	P	各種訓練を的確に実施する	—
						<参考指標> 治安警備及び警衛・警護実施件数	P		
		—	業績目標 2 大規模自然災害等の重大事案への的確な対処	P	3 (参考指標1)	災害警備活動の実施状況	P	重大事案発生に伴う被害の最小化を図る	—
						情報交換等関係機関との連携状況	P	関係機関との連携強化を推進する	—

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無								
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標分類	目標値	指標の目標値等の設定の有無		
						重大事案対処に係る各種訓練の実施状況	P	各種訓練を的確に実施する	—	
						<参考指標> 災害警備活動に伴う警察官の出動数	P			
		—	業績目標 3	警備犯罪取締りの推進	P	2	警備犯罪の検挙状況 (検挙件数)	P	主要警備対象勢力による各種事案に的確に対処する	—
							入国管理局との合同摘発等関係機関との連携状況	P	関係機関との連携強化を推進する	—
		—	業績目標 4	情報収集・分析機能の強化	P	2	情報収集・分析のための態勢強化状況	P	情報収集・分析態勢の強化を推進する	—
					国内外の関係機関との情報交換等の連携状況	P	関係機関との連携強化を推進する	—		
6	基本目標 6 犯罪被害者等の支援	—	業績目標 1	犯罪被害給付制度の充実	P	1	犯罪被害給付制度の運用状況(申請に係る被害者数、支給被害者数、不支給被害者数、裁定・決定金額、政令・規則改正に伴う重傷病給付金の支給範囲の拡大及び親族間犯罪の被害に係る支給緩和の被害者数、裁定・決定金額等)	P	犯罪被害給付制度の適切な運用を図る	—
		○	業績目標 2	被害者支援のための環境整備の推進	P	4	指定被害者支援要員制度の運用状況	P	指定被害者支援要員制度の適切な運用を図る	—
							身体犯被害者に対する診断書料、初診料等の支給状況	P	身体犯被害者に対する診断書料、初診料等の適切な支給を図る	—
							被害者対策用車両等の二次的被害を回避・軽減するための環境整備状況	P	二次的被害を回避・軽減するための環境の整備を図る	—
					関係機関・団体等との連携状況(民間被害者支援団体の設立数及び相談受理件数、犯罪被害者等早期援助団体の指定数並びに警察からの情報提供件数)	P	それぞれの指標について前年よりも増加させる	○		
7	基本目標 7 情報セキュリティの確保	○	業績目標 1	サイバー犯罪、サイバーテロ対策の推進	P	3 (参考指標2)	サイバー犯罪の検挙件数	P	前年よりも増加させる	○
							技術支援件数	P	前年よりも増加させる	○
							サイバーテロ対策セミナー又は訓練の実施	P	全都道府県でサイバーテロ対策セミナー又は訓練を実施する	○
							<参考指標> サイバー犯罪等に関する相談受理件数	P		
							<参考指標> インターネット利用者数	P		

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標分類	目標値	指標の目標値等の設定の有無	
8	基本目標 8 ITを活用した国民の利便性・サービスの向上	○	業績目標 1 警察行政の電子化の推進	P	3 (参考指標1)	国の警察機関が行う申請・届出等手続のオンライン化率	P	100%を継続する	○
						歳入金(手数料)の納付手続のオンライン化状況	P	インターネットを利用した歳入金納付手続を実施する	—
						オンライン申請・届出等手続の対象システムにおける実質的な稼働率	P	100%を継続する	○
						<参考指標> 警察庁ウェブサイトへのアクセス件数	P		
合計	28業績目標	○=11	C = 4 P = 2 4		98 (参考指標 24)	CM = 2 3 P = 7 5		○ = 2 4	

- (注) 1 国家公安委員会・警察庁の評価書を基に当省が作成した。  
2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（実績評価関係）の記載事項」を参照

## 政策評価審査表（実績評価関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「政策番号」欄	国家公安委員会・警察庁の平成18年実績評価書において基本目標に付されている番号を記入した。
「政策」欄	評価書の「基本目標」欄に記載されている評価対象政策の名称を記入した。
「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄	<p>目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。</p> <p>上記に該当しないものは、「－」を記入した。</p> <p>なお、評価対象政策に複数の指標が設定されている場合には、少なくとも一つの指標について達成しようとする水準が数値化等されているものは「○」を記入した。</p>
「達成すべき目標（「達成目標」）」欄	評価書の「業績目標」欄に記載されている達成目標を記入した。
「目標分類」欄	<p>「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）」を踏まえ、「C」、「P」の別を記入した。</p> <p>なお、「C」（=out<u>C</u>ome）はアウトカム、「P」（=out<u>P</u>ut）はアウトプットをそれぞれ示す。</p>
「測定指標」及び「指標数」欄	「達成すべき目標」に対する実績を定期的・継続的に測定するため使用する指標及びその数を記入した。
「指標分類」欄	<p>「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）」を踏まえ、「CM」、「CI」、「P」の別を記入した。</p> <p>なお、「CM」（=out<u>C</u>ome <u>M</u>easurable）はアウトカムで定量的な指標、「CI」（=out<u>C</u>ome <u>I</u>mmasurable）はアウトカムで定性的な指標、「P」（=out<u>P</u>ut）はアウトプット指標をそれぞれ示す。</p>
「目標値」欄	「達成すべき目標」についての目標とする値、水準等を定めている場合に、その値、水準等を記入した。
「指標の目標値等の設定の有無」欄	各測定指標に着目した場合の目標値等の設定について、上記の「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄と同様の分類により「○」及び「－」を記入した。

## アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）

各府省の実績評価方式を用いた評価で用いられている測定指標について、アウトカム指標とアウトプット指標との区分を分類整理するに当たっては、下記の考え方に沿って指標を分類した。

### 記

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第3条第1項において、政策効果は「政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」と定義されている。この「国民生活又は社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」がアウトカムに当たる。

○アウトカム指標	
行政の活動の結果として、国民生活や社会経済に及ぼされる何らかの変化や影響	(例) <ul style="list-style-type: none"> <li>○行政サービスに対する満足度</li> <li>○講習会の受講による知識の向上、技能の向上</li> <li>○搬送された患者の救命率</li> <li>○開発途上国における教育水準（識字率、就学率）</li> <li>○農産物の生産量</li> <li>○大気、水質、地質の汚染度</li> <li>○ごみ減量処理率、リサイクル率、廃棄物の再生利用量、不法投棄件数</li> <li>○株式売買高の推移</li> <li>○育児休業取得率</li> <li>○就職件数、就職率</li> </ul>
○アウトプット指標	
アウトカム指標以外のもの	
① 行政の活動そのもの	(例) <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業の実施件数、 ○会議の開催数</li> <li>○偽造防止技術の研究件数、 ○環境基準の設定</li> <li>○検査件数、 ○行政処分の実施件数</li> </ul>
② 行政活動により提供されたモノやサービスの量	(例) <ul style="list-style-type: none"> <li>○講習会、展示会等の開催回数</li> <li>○標準事務処理期間の遵守状況</li> <li>○電算機の稼働率、 ○助成金の支給件数・支給金額</li> <li>○パンフレットの配布数</li> </ul>
③ 行政活動により提供されたモノやサービスの利用の結果	(例) <ul style="list-style-type: none"> <li>○講習会、展示会等の参加者数</li> <li>○ホームページ等へのアクセス件数</li> <li>○論文の被引用数、 ○共同利用施設の利用者数</li> <li>○放送大学の学生数、 高等教育機関における社会人の数</li> <li>○技術士、環境カウンセラー等の登録者数</li> <li>○相談件数、 ○インターンシップ参加者数</li> </ul>
④ 行政機関同士や行政内部の相互作用の結果であり直接国民生活や社会経済に及ぼす影響でないもの	(例) <ul style="list-style-type: none"> <li>○機構・定員等の審査結果</li> <li>○一般会計予算の主要経費構成比</li> <li>○法令等審査件数</li> <li>○恩給請求書を3か月以内に総務省に進達した割合</li> </ul>
⑤ 行政活動の結果に起因して生じている現象や事態を表す指標であるが、それ自体は直接国民生活や社会経済に及ぼす影響を表すものではないもの	(例) <ul style="list-style-type: none"> <li>○各種研究開発の特許取得件数</li> <li>○マネーロンダリングに関する金融機関からの届出件数</li> <li>○新規化学物質の製造、輸入に関する届出件数</li> </ul>

### 3 事業評価方式による政策評価（事後）についての審査

#### （1）審査の考え方と点検の項目

##### （政策効果の把握について）

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要な観点から評価を行うこととされている（評価法第3条）。また、基本方針において、事後評価は、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとされている（基本方針 I-5-A）。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 政策の実施により得ようとした効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。
- ② 政策の実施により実際にどの程度の効果が得られているのかが具体的に把握されているか。また、把握された効果が得ようとした効果の全体を表すものとなっているか。

##### （得ようとした効果と把握された効果の関連性について）

事業評価方式による事後評価（事後の検証）においては、事前の時点に行った評価内容を踏まえ、実際に得られた政策効果を把握・測定した上で、あらかじめ期待していた政策効果が得られたのかどうか、見込んでいた政策効果と比べて実際に得られた政策効果はどのように評価されるものなのかを明らかにしていくことが求められる。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- 当初得ようとした効果が実際に得られたのか、得られなかった場合はどのような事情によるのかについて、合理的な説明が行われているか。

#### （2）審査の結果

「事業評価書 留置施設の整備と留置業務の効率化」における事業評価方式による1件の政策評価（事後）についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

（全体注） 各府省の評価の実施状況を踏まえた課題等の整理・分析については、今年度内に別途取りまとめる予定である。

政策評価審査表（事業評価（事後）関係）

整理番号	政策	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性	得ようとした効果と把握された効果の関連性
1	留置施設の整備と留置業務の効率化	<p>△</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収容率の低下と、過剰収容状況の改善</li> <li>・集中護送制度の導入による、留置担当官の効率的運用</li> </ul>	<p>○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国の留置施設の収容基準人員、収容人員及び収容率</li> <li>ア 収容基準人員(人) H17 19,312 H18 20,191 H19 20,304 (H17→H19 +992人)</li> <li>イ 1日平均収容人員(人) H16 14,867 H17 15,000 H18 14,204 (H16→H18 △663人)</li> <li>ウ 収容率(%) H16 77.0 H17 77.7 H18 73.6 (H16→H18 △3.4%)</li> <li>・集中護送の推進による省力化効果 集中護送制度の実施により導入した、護送車両82台のうち73台については省力化効果が認められた。(82台の省力化効果を金銭換算すると、4億2,919万6,072円であり、護送車両の年間減価償却費の合計7,111万6,336円を大きく上回っている。)</li> </ul>	
合計		△= 1	○= 1	
(備考)				

(注) 1 国家公安委員会・警察庁の評価書を基に当省が作成した。  
 2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（事業評価（事後）関係）の記載事項」を参照

## 政策評価審査表（事業評価（事後）関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「整理番号」欄	評価書に掲載された政策について順次番号を記入した。
「政策」欄	評価の対象とされた政策の名称を記入した。
「得ようとした効果の明確性」欄	<p>政策の実施により得ようとした政策効果を記入した。</p> <p>得ようとした効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとした効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものは、「△」を記入した。得ようとした効果についての記載がないものは、「－」を記入した。</p>
「把握された効果の明確性」欄	<p>実際に得られた効果を記入した。</p> <p>把握された効果の明確性について、上記の「得ようとした効果の明確性」欄と同様の分類により「○」、「△」及び「－」を記入した。</p>
「得ようとした効果と把握された効果の関連性」欄	<p>「当初得ようとした効果が実際に得られたのか、得られなかった場合はどのような事情によるか」が当初得ようとした効果のすべてについて明らかにされているものは、「○」を記入した。当初得ようとした効果の一部について明らかにされているものは、「△」を記入した。明らかにされていないものは、「－」を記入した。また、「－」の場合、その判定理由を記入した。</p> <p>なお、「／」は、「得ようとした効果」又は「把握された効果」が、明確でない（「△」又は「－」）ため、「得ようとした効果と把握された効果の関連性」について審査の対象としていないものを表す。</p>